

平成24年11月定例会 総務委員会（事前）

平成24年11月20日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時05分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の11月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③④）

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第5号 公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正について
- 議案第6号 徳島県震災対策基金条例の制定について
- 議案第23号 当せん金付証券の発売について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分_の報告
について

【報告事項】

なし

豊井経営戦略部長

11月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成24年11月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案27件及び報告2件であります。

その内訳は、予算案につきましては、第1号から第3号までの3件、条例案につきましては、第4号から第21号までの18件、その他の議案につきましては、第22号から第27号までの6件、そのうち第24号から第26号までが、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

報告につきましては、第1号から第2号までの2件となっております。

それでは、議案の順序に従いまして、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成24年度11月補正予算（案）の概要をごらんいただきたいと存じます。

まず、1ページをごらんください。

今回の補正予算案につきましては、南海トラフの巨大地震等の地震、津波を迎え撃ち、震災に強い社会の実現を目指した切れ目のない防災減災対策を講じるとともに、経済雇用対策にも資するよう、次の3つの視点に立って、必要な施策を盛り込み編成いたしました。

まず1つ目でございますが、（1）に記載のとおり、「とくしまー0作戦」地震対策のさらなる加速化のため、徳島県津波浸水予測や徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例を、広く県民の皆様にご周知いたしますとともに、緊急的な津波対策や孤立化対策などを推進することといたします。

2つ目の（2）でございますが、徳島県震災対策基金への積み立てを行いまして、円滑な震災対策の実施のための財源確保を図ることといたしております。

3つ目でございますが、（3）国の経済危機対応・地域活性化事業を活用いたしまして、よりきめ細かな施策を展開するため、県単独事業を加えた公共事業等を実施することといたしております。

これらの施策に取り組むこととしておりまして、補正予算の規模といたしましては、3の11月補正予算規模にお示ししておりますとおり、一般会計で、31億935万8,000円、企業会計につきましては、3,100万円、合計では、31億4,035万8,000円となっております。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入でございますが、（1）に記載のとおり、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金及び県債となっておりますのでございます。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、総務費、衛生費、農林水産業費及び土木費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案をごらんください。

第1号から第3号までにつきましては、ただいま説明しました補正予算に関する議案でございます。

第2号平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入、歳出補正予算を伴わない議案でございます。後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に伴いまして、必要となる指定管理料につきまして債務負担行為の設定をお願いするものであります。

続きまして、予算以外の案件につきまして御説明いたします。

第4号徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の制定につきましては、南海トラフを震源とする巨大地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し基本理念を定めますとともに、県民の皆様、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、震災に強い社会の実現に寄与するものでございます。

第5号公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部が改正されたことに伴いまして、議会の会議における公聴会に参加した者などに対しての旅費の支給について、定めるものでございます。

第6号徳島県震災対策基金条例の制定につきましては、震災に対する予防対策、震災が発生した場合の応急対策等に係る事業に要する経費に充てるため、徳島県震災対策基金を

設置するものでございます。

第7号徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の制定につきましては、薬物の乱用の防止に関し、基本的な施策や規制等を定めることによりまして、県民の皆様の健康及び安全を守り、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するものでございます。

第8号徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部が改正され、保険財政共同安定化事業の対象がすべての医療費に拡大されること等にかんがみ、徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正するものでございます。

第9号徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴いまして、徳島県国民健康保険調整交付金の総額等を改めるものでございます。

第10号徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、徳島県立工業技術センターの高度な知識、技術等を生かすため、徳島県計量検定所を統合いたしまして、適正な計量業務の確保及び充実等を図るものでございます。

第11号職業能力開発促進法施行条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法により、職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴いまして、普通職業訓練の基準等について条例で定めるものでございます。

第12号徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、他県等との均衡などを勘案し、訓練生に適正な負担を求めるため、徳島県職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練に係る授業料等を徴収するものでございます。

第13号徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正につきましては、養ほう振興法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の整理を行うものでございます。

第14号徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、徳島県立農林水産総合技術支援センターの充実強化を図るための再編に伴いまして、同センターの位置、組織等について、所要の整備を行うものでございます。

第15号徳島県県産材利用促進条例の制定につきましては、本県の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展、中山間地域の活性化等を図るため、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定めるとともに、施策の基本となる事項等を定めるものでございます。

第16号徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律が制定されたことに伴いまして、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査などに係る手数料を定めるものでございます。

第17号徳島県都市公園条例等の一部改正につきましては、地域主権一括法によりまして、都市公園法等の一部が改正されたことに伴いまして、県土整備部関係施設の設置等に係る基準について、条例で定めるものでございます。

第18号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の制定につきましては、地域主権一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

の一部が改正されたことに伴いまして、道路の構造に関する基準などについて、条例で定めるものでございます。

第19号高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域主権一括法によりまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、信号機等に関する基準について、条例で定めるものでございます。

第20号徳島県暴力団排除条例の一部改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、所要の整理を行うものでございます。

第21号徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、和田島太陽光発電所の新設に伴いまして、電気事業の規模を改めるものでございます。

第22号一般国道439号道路改築工事落合1号トンネルの請負契約の変更請負契約につきましては、たび重なる降雨によるのり面崩壊につきまして、対策工が必要となったため、工期につきまして平成25年2月10日までを平成25年3月25日までに変更するものでございます。

第23号当せん金付証票の発売につきましては、平成25年度における当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定によりまして、その限度額について議決をお願いするものでございます。

第24号から第26号までは、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものでございます。

第27号平成24年度徳島県一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてでございます。恐れ入りますが、お手元に御配付しております平成24年度11月補正予算（専決）概要をごらんいただきたいと存じます。本件につきましては、平成24年11月16日付けで専決処分させていただいたものでございますが、1ページに記載のとおり、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る所要経費を計上したものでございまして、補正予算額は、5億4,814万5,000円となっております。

2ページをごらんください。

歳入につきましては、全額、国庫支出金によることといたしております。

歳出といたしましては、下段の総務費で補正をいたしてございまして、性質別の内訳につきましては、3ページのとおりでございます。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては7件で、合計金額は、96万209円となっております。

報告第2号損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては6件で、合計金額は、206万8,519円となっております。

提出予定議案の全体状況の御説明は以上でございますが、追加提案を予定しております案件につきまして、御説明させていただきます。

職員給与の臨時的削減についてでございます。

平成25年度の取り扱いにつきまして、関係団体との交渉を重ねてまいりました結果、現行の減額率、1%から5%による削減を継続することといたしましたので、御報告申し上げます。また、知事等特別職の給与及び行政委員の報酬につきましても、現在、実施しております減額措置を来年度におきましても現行と同じ率で、引き続き実施することといたしました。今後、この措置に係る関係議案及び今年度の人事委員会勧告に係る給与関係議案を速やかに調製いたしまして、代表質問の日に追加提案させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定議案につきまして、お手元の総務委員会説明資料、横長の資料によりまして、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は5件であり、その内容は、予算案1件、条例案2件、その他の議案1件、報告1件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、一番下の総計欄の左から2つ目でございますが、今回の補正額が10億円であり、補正後の合計額につきましては、1,281億9,928万9,000円となっております。

2ページをお開きください。

課別主要事項でございますが、財政課につきましては、震災対策基金の積立金の補正でございます。

3ページをごらんください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

その他の議案等についてでございます。4ページから5ページにかけては、条例案が2件、（2）当せん金付証券の発売について記載してございますが、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

6ページをお開きください。

専決処分の報告についてでございますが、職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり5件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、石井町在住の方と、賠償金額8万3,910円で和解したものでございます。その内容は、平成24年6月6日に、駐車場で県有車両のドアを開けたところ、強風にあおられまして、隣の相手方車両と接触したものでございます。

2件目が、阿南市所在の法人と、賠償金額6万5,600円で和解したものでございます。その内容は、平成24年7月27日に、県有車両が交差点を左折していたところガードレールに接触したものでございます。

3件目が、徳島市在住の方と、賠償金額17万3,200円で和解したものでございます。そ

の内容は、平成24年8月24日に、県有車両を駐車場からバックで出庫させていたところ、後方に駐車していた相手方車両に接触したものでございます。

4件目が、奈良県在住の方と、賠償金額17万円で和解したものでございます。その内容は、平成24年9月12日に、県有車両を駐車場からバックで出庫させていたところ、右後方に駐車していた相手方車両に接触したものでございます。

5件目が、小松島市所在の法人と、賠償金額4万1,934円で和解したものでございます。その内容は、平成24年9月13日に、県有車両で走行中に、事業所から飛び出してきた相手方車両と衝突したものでございます。

提出予定議案の概要につきまして、説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古田委員

私からは、オスプレイの配備と低空飛行訓練のことでお伺いしたいと思います。

沖縄県では、離島も含めると10万3,000人も集まって、オスプレイの配備には断固反対という県民大会が開かれました。しかし、野田首相は配備を容認してしまっていて、オスプレイは沖縄へ配備されました。その後、日米合意を守ると言いながら、合意違反のヘリモードでの飛行。ヘリモードは基地の上だけとか、そういう合意があったにもかかわらず、普天間基地そのものが人口密集地で学校もすぐそばにあるというところですから、配備そのものが日米合意の前に問われるべきことなのに認めてしまっていて、それが日常化されている。そしてこの月内でも日本の上空を低空飛行訓練。環境レビューの中では6ルートと言っていました。中国山地上空を飛ぶルートも含めると7ルートで飛行訓練がされるんじゃないかと報道されております。

徳島県にも大いに関係があることですので、知事もみずから、防衛省に出かけられて低空飛行訓練をやめてくださいという声を出してくださっているんですけども、いよいよ月内にもこのルートでということになれば大変なことですので、そのことに対して、まずは監視の目をしっかり持つということが必要だと思います。市町村との連携を密にして監視すべきだと思いますが、その点についてどのように対応されるのかお聞きしたいと思います。

田尾総務課長

オスプレイについての御質問でございます。例年4月当初に、米軍機と思われる飛行機

の目撃情報につきまして各市町村長あてに、私どもから通知を出しまして、市町村の職員に限らず住民の方から、大きな音を聞いた、あるいは機体を見たというような情報が役場に寄せられたときには、県へファクシミリで情報を寄せていただくようお願いしているところでございます。

このように、市町村とも連携をとっておりますので、引き続きこういった市町村との連携をしっかりとってまいりたいと考えております。

古田委員

4月にとのことですが、最も危険だと言われているオスプレイの配備と低空飛行訓練が始まろうとしているわけで、新たに今の事態を受けて市町村との連携をもう一度確かめていただきたいと思います。

それから、市町村からの報告用紙が、どちらからどちらへ飛んだとか、目撃しなければなかなか報告できないような項目になっているように思うんです。役場で聞いても、どういう機体だったのかとか、項目が多いので、書いて出せない場合がある、音だけ聞いて米軍機だと思っても、機体を見ていなければ出さないようにしていますといったことを、市町村役場の職員が、海陽町役場で話をしたときもおっしゃっていました。

やはり、大きな音がして、音速よりも速く飛んでしまうと機影は見えない場合が多いわけですから、米軍機と思われる場合にはすべて報告をしてもらうべきだと思うんです。

今の事態を受けて、市町村との連携を強めるべきではないでしょうか。

田尾総務課長

市町村との連携についてでございますが、委員からもお話がございましたように、かねてからの米軍機の低空飛行の問題に加えまして、恐らく市町村のほうでも意識の中にオスプレイというのがあるかもしれません。そういう意味では、私どもが防衛省からいただいた情報なども市町村へお伝えするといった中で十分な連携がとれているのではないかなど考えております。それともう一点、先ほどのお話にもございました報告をいただくときの様式でございますが、私どもが外務省なり、中国四国防衛局に対して確認する場合に、できるだけ情報が詳細であるほうが確認しやすいといったことがございますので、どちらの方向へ飛んだでありますとか、機体が見えたのであれば何機だったのかとか、できるだけ情報を細かく求めているところでございます。

古田委員

わかる場合、機影を見た場合はそれでいいと思うんです。だけど全部書かないと提出しないということになると、音だけ聞いて確かに米軍機だと思われるんだけれども県への報告はしていないといったことも聞きます。そういう場合であっても報告はしてもらうべきだと思います。なぜかという、高知県でしたら、海陽町から入って本山町へ抜けていくと思われるんですが、報告されている回数が海陽町から徳島県へ上がってくる分と、本山

町から高知県へ上がってくるのとは、大きな差があるんです。やはり、米軍機と思われる場合には、機体を見なかった場合でも報告をしてもらうほうがよいと思います。ぜひ、市町村から報告を上げてもらうときには、そういったものも含めて報告してもらってください。

今、沖縄県では、県も含めて41の市町村すべてで、オスプレイの配備反対、低空飛行訓練反対が大きく叫ばれております。米軍による少女暴行事件とか住居侵入といった事件が次から次へと起こっていますよね。そういうことに対して沖縄県民の皆さんは本当に怒っておられます。私たちの思いも一緒だと思うんです。沖縄県は日本の国ですし、同じ思いで取り組んでいく必要があると思いますので、ぜひ県は市町村との連携をもっともっと密にさせていただきたい。また、この件に関しては、海陽町と本山町の間でお互いに連携をしているそうです。海陽町を飛んだ約5分後に本山町を飛ぶそうで、本山町ではビデオを構えて待っている、本山町から飛んだときには海陽町へ連絡するといったことで連携し合っています。県内でもそういった取り組みをもっと進めていくべきだと思います。

私どもは、国会議員の皆さん、県の皆さん方ともお話をさせていただきましたが、東祖谷、西祖谷で米軍機を目撃された方々にお話を伺いました。本当に、祖谷の狭い谷合いを米軍機がすごいスピードで大きな音を立てて飛んでいく。山にぶつかるかと思ったら急旋回する。2機がずっとつけていっている。標高700メートルくらいの山の中腹にお住まいの方だったら、米軍機が自分の家の庭先を飛んだり、それよりも下を飛んだりする場合があります。そういった目撃されたことをお話しされておりました。本当に戦争のための訓練を祖谷の谷合いでやってるんです。それにオスプレイが配備されてさらに訓練がされるということになったら、危険がますます増します。ぜひ連携を強めていただきたいと思います。お願いをして終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（13時38分）